

# 中小企業の経営支援および地域の活性化のための取組状況について



## ①中小企業の経営支援に関する取組方針

地域の中小企業や小規模事業者の皆さまへの安定した資金供給は、事業地域が限定された協同組織金融機関である当金庫にとって最も重要な社会的使命です。

中小企業金融円滑化法は平成25年3月31日に期限が到来しましたが、当金庫は、お客さまからの資金需要や貸付条件の変更等のお申込みに対して、それまでと同様、お客さまの抱えている問題を十分に把握し、地域の皆さまへの経営支援、金融の円滑化に真摯に取り組んでまいります。

同取組方針に基づき、経営者保証の必要性については、お客さまとの丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等の状況を把握し、同ガイドライン等の記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めています。

### (1) 経営者保証に関する取組方針

当金庫では、「経営者保証に関するガイドライン」（以下、「ガイドライン」という。）の趣旨や内容を踏まえ、同ガイドラインを融資慣行として浸透・定着していくために、以下のとおり取組みます。

## ②中小企業の経営支援に関する態勢整備の状況

### 経営改善計画策定支援事業

- 滋賀県産業支援プラザ・滋賀県中小企業活性化協議会との連携
- 経営改善支援センターとの連携

### 経営サポート会議、経営診断

- 滋賀県信用保証協会との連携

### ローカルベンチマークの活用

- 事業性評価などへの取組み

### 貸出金の条件変更対応

- 金融円滑化への対応

### 経営相談と専門家派遣

- 商工会・商工会議所等各種支援機関との連携
- 滋賀県よろず支援拠点との定期出張相談会を含む連携
- 中小企業119専門家派遣の活用※  
※本事業は2024年2月末をもって終了しています

- お客さまが融資等資金調達のお申込みをされた場合、当金庫では、お客さまのガイドラインの要件の充足や経営状況等を総合的に判断する中で、経営者保証を求めない可能性や経営者保証の機能を代替する融資手法（一定の金利の上乗せ等）を活用する可能性について検討いたします。
- 上記の検討を行った結果、経営者保証を求めることがやむを得ないと判断し、経営者保証を提供いただく場合、当金庫はお客さまの理解と納得を得ることを目的に、保証契約の必要性等に関する丁寧かつ具体的な説明を行います。
- 経営者保証を提供いただく場合、お客さまの資産及び収入の状況、融資額、信用状況、情報開示の姿勢等を総合的に勘案して、適切な保証金額の設定に努めます。
- お客さまから既存の保証の変更・解除等の申入れがあった場合は、ガイドラインに即して改めて経営者保証の必要性や適切な保証金額等について真摯かつ柔軟に検討を行うとともに、その検討結果について丁寧かつ具体的な説明を行います。
- 事業承継時には、原則として前経営者、後継者の双方から二重で経営者保証は求めないこととし、例外的に二重に保証を求めることが必要な場合には、丁寧かつ具体的な説明を行います。  
また、後継者に当然に保証を引き継いでいただくのではなく、その必要性を改めて検討いたします。
- お客さまからガイドラインに基づく保証債務整理の申し出を受けた場合には、ガイドラインに即して誠実に対応いたします。

## ③中小企業の経営支援に関する取組状況

### a 創業新規事業開拓支援実績

取組件数 16件 金額 134百万円

### b 経営改善・事業再生・業種転換支援実績

経営改善計画策定数 28先 策定予定 2先

### c 伴走支援型特別保証制度実績

取組件数 273件 金額 3,555百万円

## ④経営者保証に関する取組方針及び「経営者保証ガイドライン」への取組状況

当金庫では、「経営者保証に関するガイドライン」及び「事業承継時に焦点を当てた『経営者保証に関するガイドライン』の特則」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客さまからお借入れや保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応するため、「経営者保証に関する取組方針」を右記のとおり策定しています。

### (2) 経営者保証に関するガイドラインへの取組状況

|                          | 令和5年度  |
|--------------------------|--------|
| 新規に無保証で融資した件数            | 580件   |
| 新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合 | 41.22% |
| 保証契約を解除した件数              | 17件    |

※「保証債務整理」については、当金庫をメイン金融機関として成立に至った経営者保証のガイドラインに基づくお申し出はありませんでした

## ⑤金融仲介の取組みについて

当金庫は、地域の中小企業や小規模事業者の皆さまのライフステージに応じた積極的な支援を行うなど、金融仲介機能の発揮に取組んでいます。平成28年9月に金融庁より、金融機関における金融仲介機能の発揮状況を表す指標として「金融仲介機能のベンチマーク」（以下、「ベンチマーク」という。）が公表されました。

当金庫は、経営理念、経営方針等を基にベンチマークの一部を選択して、当金庫の取組みに対する自己点検および評価に活用しております。今後とも、地域金融機関の使命として、地域活性化を目指し、金融仲介の取組みに努めてまいります。

当金庫の令和5年度の金融仲介の取組みの状況は、以下のとおりとなっております。

### ■取引先企業の抜本的事業再生等による生産性の向上 貸付条件変更先に係る経営改善計画の進捗状況

|       | 条件変更先数 | 計画達成率 |         |       |
|-------|--------|-------|---------|-------|
|       |        | 120%超 | 80~120% | 80%未満 |
| 令和4年度 | 94先    | 10先   | 5先      | 79先   |
| 令和5年度 | 87先    | 5先    | 2先      | 80先   |

当金庫が関与した創業件数

|       |     |
|-------|-----|
| 令和4年度 | 19件 |
| 令和5年度 | 16件 |

ライフステージ別の与信先数、融資残高

|         | 創業期          | 成長期          | 安定期             | 低迷期          | 再生期         |
|---------|--------------|--------------|-----------------|--------------|-------------|
| 令和5年3月末 | 111先<br>37億円 | 179先<br>51億円 | 1,072先<br>310億円 | 145先<br>22億円 | 91先<br>42億円 |
| 令和6年3月末 | 109先<br>31億円 | 190先<br>67億円 | 1,054先<br>309億円 | 123先<br>23億円 | 87先<br>28億円 |

ライフステージの定義

創業期：創業から5年までの先  
成長期：売上平均直近2期が過去5期の120%超の先  
安定期：売上平均直近2期が過去5期の120~80%の先  
低迷期：売上平均直近2期が過去5期の80%未満の先  
再生期：貸付条件の変更または延滞がある先

### ■事業性評価に基づく融資等、担保・保証に過度に依存しない融資 経営者保証に関するガイドラインの活用件数、及び、全与信件数に占める割合

|         | 全与信件数① | ガイドライン活用件数② | ②/①    |
|---------|--------|-------------|--------|
| 令和5年3月末 | 1,141件 | 493件        | 43.20% |
| 令和6年3月末 | 1,407件 | 580件        | 41.22% |

### ■本業（企業価値向上）支援・企業のライフステージに応じたソリューションの提供

創業支援先数

|       | 創業計画の策定支援 | 創業期の取引先への融資 | 政府系金融機関や創業支援機関の紹介 | ベンチャー企業への助成金・融資・投資 |
|-------|-----------|-------------|-------------------|--------------------|
| 令和4年度 | 19先       | 19先         | 8先                | 0先                 |
| 令和5年度 | 16先       | 16先         | 4先                | 0先                 |

経営改善・事業再生支援先における実抜計画策定先数および同計画策定先の達成先の割合

|         | 実抜計画※策定先数① | 達成先数② | ②/①   |
|---------|------------|-------|-------|
| 令和5年3月末 | 27先        | 15先   | 55.6% |
| 令和6年3月末 | 28先        | 18先   | 64.3% |

※実抜計画とは実現性の高い抜本的な経営再建計画をいいます。

## 経営改善支援の取組み実績【令和5年度】

(単位：先数)

|      | 期初債務者数    | うち経営改善支援取組み先 | αのうち期末に債務者区分がランクアップした先数 | αのうち期末に債務者区分が変化しなかった先数 | αのうち再生計画を策定している全ての先数 | 経営改善支援取組み率 | ランクアップ率 | 再生計画策定率 |
|------|-----------|--------------|-------------------------|------------------------|----------------------|------------|---------|---------|
|      |           |              | β                       | γ                      | δ                    |            |         |         |
|      | A         | α            | β                       | γ                      | δ                    | α/A        | β/α     | δ/α     |
| 正常先  | ① 1,310   | 0            |                         | 0                      | 0                    | 0.0%       |         | 0.0%    |
| 要注意先 | うちその他要注意先 | ② 756        | 9                       | 0                      | 9                    | 1.2%       | 0.0%    | 88.9%   |
|      | うち要管理先    | ③ 12         | 1                       | 1                      | 0                    | 8.3%       | 100.0%  | 100.0%  |
|      | 破綻懸念先     | ④ 68         | 8                       | 1                      | 7                    | 11.8%      | 12.5%   | 62.5%   |
|      | 実質破綻先     | ⑤ 12         | 0                       | 0                      | 0                    | 0.0%       | 0.0%    | 0.0%    |
|      | 破綻先       | ⑥ 5          | 0                       | 0                      | 0                    | 0.0%       | 0.0%    | 0.0%    |
|      | 小計(②~⑥の計) | 853          | 18                      | 2                      | 16                   | 14         | 2.1%    | 11.1%   |
| 合計   | 2,163     | 18           | 2                       | 16                     | 14                   | 0.8%       | 11.1%   | 77.8%   |

- (注)
- ・期初債務者数及び債務者区分は令和5年4月初時点で整理しています。
  - ・債務者数、経営改善支援取組み先は、取引先企業（個人事業主を含む）であり、個人ローン、住宅ローンなどの先を含めていません。
  - ・βには、当期末の債務者区分が期初よりランクアップした先数を記載しています。なお、経営改善支援取組み先で途中で完済した債務者はαに含めるもののβに含めていません。
  - ・期初の債務者区分が「うち要管理先」であった先が期末に債務者区分が「うちその他要注意先」にランクアップした場合はβに含めています。
  - ・期初に存在した債務者で期中に新たに「経営改善支援取組み先」に選定した債務者については（仮に選定時の債務者区分が期初の債務者区分と異なっていたとしても）期初の債務者区分に従って整理しています。
  - ・期中に新たに取引を開始した取引先については本表に含めていません。
  - ・γには、期末の債務者区分が期初と変化しなかった先数を記載しています。
  - ・みなし正常先については正常先の債務者数に計上しています。
  - ・「再生計画を策定している全ての先数δ」＝「中小企業再生支援協議会の再生計画策定先」＋「RCCの支援決定先」＋「金融機関独自の再生計画策定先」